



Rotary International District 2660  
Service Above Self - One Profits Most Who Serves Best

国際ロータリー第 2660 地区  
2022 年国際ロータリー規定審議会報告会

日時：2022 年 6 月 25 日(土) 15:00～17:00

会場：大阪 YMCA 会館 2F ホール及び ZOOM ウェビナー

司会：地区幹事 奥田 吾朗

1	開会点鐘	ガバナー	吉川 秀隆
2	配布資料・出席者紹介	地区幹事	奥田 吾朗
3	開会挨拶	ガバナー	吉川 秀隆
4	規定審議会討議概要及び 地区・クラブとしての対応	規定審議会地区代表議員	立野 純三
5	クラブ細則の説明	規定審議会地区補欠代表議員	松本 進也
6	決議審議会上程決議案報告及び 2025 年規定審議会への今後のスケジュール	地区規定・決議審議委員会幹事	樋口 信治
7	100 周年記念事業紹介	次年度地区代表幹事	下條 泰利
8	閉会挨拶	ガバナーエレクト	宮里 唯子
9	閉会点鐘	ガバナー	吉川 秀隆

【配布資料 5 種】

- ① 出席者名簿
- ② 2022 年規定審議会・クラブと地区に関連する重要な変更
- ③ 規定審議会地区補欠代表議員 発表資料
- ④ 地区規定・決議審議委員会幹事 発表資料

【ウェビナー情報】

<https://us02web.zoom.us/j/81929230599>

ウェビナーID：819 2923 0599 / パスコード：338187

※本日のオンライン配信は録画をしています。

本日の資料は地区のウェブサイト「規定・決議審議委員会」のページに掲載いたします。

## 2022年国際ロータリー規定審議会報告会 出席者一覧 ①

○オンライン出席者 (敬称略)

ガバナー	吉川 秀隆	大阪	IM第1組ガバナー補佐エレクト	神寶 敏夫	大阪梅田
○ パストガバナー	井上 暎夫	千里	IM第2組ガバナー補佐エレクト	伊藤 智秋	高槻
○ パストガバナー	横山 守雄	大阪中央	IM第3組ガバナー補佐エレクト	塩谷 眞治	大阪東
パストガバナー	岡部 泰鑑	大阪城南	IM第4組ガバナー補佐エレクト	伴井 敬司	大阪難波
パストガバナー 規定・決議審議委員会委員長	立野 純三	大阪	IM第5組ガバナー補佐エレクト	小山 章松	大阪船場
パストガバナー 規定・決議審議委員会副委員長	松本 進也	大阪北	IM第6組ガバナー補佐エレクト	若宮 邦弘	大阪天王寺
パストガバナー 規定・決議審議委員会委員	片山 勉	大阪東	IM第1組ガバナー補佐ノミネー	武枝 敏之	豊中
パストガバナー 規定・決議審議委員会委員	山本 博史	大阪南	IM第2組ガバナー補佐ノミネー	井伊圭一郎	吹田西
パストガバナー 規定・決議審議委員会委員	四宮 孝郎	大阪西南	IM第3組ガバナー補佐ノミネー	岩本 昌治	くずは
直前ガバナー 規定・決議審議委員会委員	簡 仁一	茨木	IM第4組ガバナー補佐ノミネー	横田 孝久	東大阪
ガバナーエレクト	宮里 唯子	茨木西	IM第5組ガバナー補佐ノミネー	上田 勝嗣	大阪西南
ガバナーノミネー	延原 健二	大阪大淀	IM第6組ガバナー補佐ノミネー 地区研修委員	中島 清治	大阪天満橋
次年度地区規定・決議審議委員会委員	横井 理	大阪東	○ 次年度地区副代表幹事	岩佐 嘉昭	東大阪
○ 次年度地区規定・決議審議委員会委員	大野 康裕	大阪北	○ 次年度地区幹事	新開 隆浩	大阪南
次年度地区規定・決議審議委員会委員	高谷 晋介	大阪西南	○ 次年度地区幹事	松山 大祐	大阪南
次年度地区代表幹事 地区規定・決議審議委員会委員	下條 泰利	大阪南	○ 次年度地区幹事	後藤 謙治	大阪南
次年度地区規定・決議審議委員会委員 次々年度地区代表幹事	前田要之助	大阪東淀ちゃやまち	○ 次年度地区幹事	市村 優次	東大阪
地区研修委員会	新堂 博	大阪城北	○ 次年度地区幹事	田 原至	大阪西
○ 地区研修委員会	藤井 眞澄	大阪南	○ 次年度地区幹事	青山 快玄	大阪北梅田
○ 地区研修委員会	清水 久博	大阪南	○ 次年度地区会計	梅崎 道夫	大阪城南
地区副代表幹事	井戸 剛	大阪	○ 次年度地区幹事	河合 一人	高槻
地区副代表幹事	生駒 伸夫	大阪	○ 次年度地区幹事	小阪 大輔	高槻
○ 地区幹事	小泉 祐助	大阪	○ 次年度地区幹事	競 耕三	茨木西
地区幹事	奥田 吾朗	大阪			

IM	クラブ名	役職	氏名	IM	クラブ名	役職	氏名	IM	クラブ名	役職	氏名			
1組	池田	次年度幹事	橋本 昌也	2組	茨木	次年度会長	久保 秀一	3組	大東	今年度会長	中 恒夫	○		
		幹事	林原みどり			菅原 学	○			今年度幹事	空門 満也	○		
	池田くれは	今年度会長	服部 潤承			○	今年度幹事・次年度規定審議委員長・次年度幹事			對馬 康全	○	次年度会長	中野 秀一	○
	箕面	次年度会長	芝野弘三郎		○	茨木西	今年度会長			岩上 高幸	○	次年度幹事	杉原 巨峰	○
		今年度情報規定研修委員長	黄堂 泰昌		○		今年度幹事			森 拓哉	○	次年度規定審議委員長	橋本 正幸	○
	箕面千里中央	今年度幹事	植田 豊實		○		次年度会長		角谷 真枝	○	大東中央	次年度会長	白川 初美	○
		次年度会長	野村 正勝		○	次年度幹事	加藤 法親		○	次年度幹事		大川 卓也	○	
	大阪水都	今年度会長	藤間好太郎		○	大阪東淀ちややまち	次年度会長		戸田 和孝	○	枚方	次年度会長	仲 光男	○
	大阪中央	今年度会長	宅野 久夫		○		次年度幹事		乾 泰一郎	○		今年度会長	金森 市朗	○
		次年度幹事	今西 章登		○	大阪淀川	今年度会長		今城 賢	○		今年度幹事	仲宗根宏樹	○
	大阪北梅田	今年度会長	岸本健之亮		○		RI.規定・情報・研修委員		西崎 克由	○		次年度幹事	花村 桂	○
		次年度会長	濱中眞希子		○	千里	今年度会長		福本 卓司	○	門真	今年度会長	中塚 泰彦	○
		今年度幹事	北村 太作		○		今年度幹事		粉川 雅至	○		2021-22年度R情報規定委員長	和田 圭史	○
	次年度会長	浜田 晋	○		次年度会長		村上 正巳		○	次年度会長		西川 亮彦	○	
	大阪北	次年度幹事	清水雄一郎		○	次年度幹事	西田 泰晤		○	次年度幹事		竹島 尚弘	○	
		次年度地区規定決議審議委員会委員	(大野 康裕)		○	千里メイプル	今年度会長		水島 洋	○	2022-23年度R情報規定委員長	藤田 正明	○	
	大阪大淀	今年度会長	白野 孝明		○	摂津	今年度会長		中井 哲男	○	交野	今年度会長	吉信 勝	○
		今年度幹事	片桐 真吾		○		次年度会長		西尾 賢司	○		次年度会長	嶋田 健一	○
		次年度幹事	川口 育男		○		次年度幹事		高落 聡子	○	香里園	今年度幹事	岩浅 義彦	○
	大阪そねざき	次年度幹事	米倉 正裕		○	新大阪	情報規定委員長		松川 雅典	○	くずは	会長エレクト	橘 喜久夫	○
		今年度会長	関 洋輔		○		次年度会長		湯浅 隆之	○		規定審議委員長	山口 尚志	○
		今年度幹事	石井 正人		○	吹田	次年度幹事		五十嵐庸公	○		今年度会長	米田 勉	○
		次年度会長	楠戸 芳弘		○		今年度会長		河内 幸枝	○	次年度幹事	粟津 直晶	○	
	大阪梅田	次年度幹事	中島 賢一		○	今年度幹事	井上 大輔		○	守口	今年度会長	井上 智裕	○	
	大阪梅田東	今年度会長	青嶋 義晴		○	次年度会長	田中 豊司		○		次年度幹事	寺井 正昭	○	
		次年度幹事	辻 伸高		○	吹田江坂	次年度会長		内田 潤	○	守口イブニング	今年度会長	藤井 俊章	○
	豊中	地区役員兼	(武枝 敏之)		○	吹田西	次年度規定情報委員長		橋本 徹也	○		次年度会長	福田 治夫	○
	豊中千里	今年度会長	小西 康仁		○		今年度幹事		木下 基司	○	寝屋川	今年度会長	山根 哲郎	○
		今年度幹事	片瀬 博司		○		次年度会長		伊藤 泰充	○		次年度幹事	水井 清	○
		次年度会長	樽井 郁夫		○	次年度幹事	橋本 芳信		○	大阪東	次年度規定情報委員長	渡邊 徹	○	
次年度幹事		上村 威	○	今年度会長	羽根田茂子	○	今年度会長	辰野 久夫	○					
今年度会長	長谷川龍司	○	今年度幹事	河合 一人	○	規定情報委員長(次年度幹事)	沖中 隆志	○						
豊中南	今年度幹事	和田 浩一	○	今年度規定審議委員長	長井 正樹	○	今年度幹事	(横井 理)	○					
	研修リーダー・クラブ戦略計画	二井 清治	○	次年度会長	石田 佳弘	○	大阪城東	今年度会長	杉野 政史	○				
高槻	次年度会長	岩谷 年明	○	次年度幹事	長山 正剛	○		次年度会長	柳瀬 寛之	○				
	次年度幹事	岩谷 年明	○	今年度会長	浜田 篤介	○		今年度幹事	細井 敦子	○				
	今年度幹事	岩谷 年明	○	次年度幹事	井上 健一	○		次年度幹事	中嶋 勝規	○				
高槻西	次年度幹事	岩谷 年明	○	今年度幹事	山西 陽祐	○	次年度会員研修委員長	福山 信也	○					
	次年度幹事	岩谷 年明	○	大阪城北	今年度幹事	岩谷 年明	○	今年度幹事	岩田 潤	○				
	次年度幹事	岩谷 年明	○		今年度会長	木野 稔	○	今年度会長	木野 稔	○				
	次年度幹事	岩谷 年明	○		次年度会長	青木 義明	○	次年度会長	青木 義明	○				
次年度幹事	岩谷 年明	○	次年度幹事		岡 新之助	○	次年度幹事	岡 新之助	○					
大阪鶴見	次年度幹事	岩谷 年明	○	次年度規定審議委員長	森本 匡昭	○	次年度規定審議委員長	森本 匡昭	○					
	次年度幹事	岩谷 年明	○	大阪鶴見	次年度幹事	岩谷 年明	○	次年度会長	津野 友邦	○				
	次年度幹事	岩谷 年明	○		今年度幹事	須田幸史朗	○	今年度幹事	須田幸史朗	○				
	次年度幹事	岩谷 年明	○		今年度規定委員長	秀島 博規	○	今年度規定委員長	秀島 博規	○				
次年度幹事	岩谷 年明	○	次年度幹事		稲垣 良二	○	次年度幹事	稲垣 良二	○					

IM	クラブ名	役職	氏名		IM	クラブ名	役職	氏名		IM	クラブ名	役職	氏名			
4組	東大阪	今年度会長	池田 裕之	○	5組	大阪堂島	次年度会長	村川 幸作		大阪	次年度幹事	西尾 公志				
		今年度幹事	池本 達也	○			次年度幹事	山際 智裕	○		本・次年度規定委員会委員長	小原 正敏	○			
		次年度会長	村岡 修	○			<small>今年度・次年度規定委員会委員長</small>	嶋田 修一	○		本年度幹事	嘉納治郎右衛門	○			
		次年度幹事	松田 和人	○		今年度幹事・次年度会長	岡 賢一	○	大阪イブニング		今年度会長	林 育彦	○			
		次年度規定情報委員長	加茂 次也	○		今年度会長	金谷 和浩	○	大阪平野		次年度幹事	小林 大介				
	東大阪東	バスト会長	井上 家昌			次年度幹事	森嶋林太郎	○			今年度会長	福田 修	○			
		今年度会長	河村 幸司	○		<small>ロータリー情報・会員研修委員長</small>	佐藤 直博	○		次年度会長	宮田 天風	○				
		次年度会長	藤本 良男	○		次年度規定情報委員長	河合 秀行			今年度幹事	小南 賢二	○				
		<small>次年度会員研修・会員選考委員長</small>	吉崎 広江	○		今年度規定情報委員長	勝亦 良彰	○	大阪城南	今年度会長	小林 正啓	○				
	東大阪西	副会長	柳山 稔	○		次年度会長	高士 誠司	○		次年度会長	三宅善太郎	○				
	東大阪中央	今年度会長	岩橋 竜介	○		大阪リバーサイド	今年度幹事	南出 謙一			今年度幹事	金山 信利	○			
		次年度会長	尾崎 元	○			今年度会長	徳上 洋之		○	次年度幹事	泉 浩一	○			
		次年度幹事	金子 勝信	○			次年度幹事	横田 泰介	○	<small>今年度規定審議委員長</small>	尾崎 敬則	○				
	東大阪みどり	今年度会長	北井 孝彦	○		大阪船場	今年度会長	宮原 彰	○	大阪中之島	今年度会長	北村 謙				
	大阪柏原	次年度会長	檀野 隆一			大阪心斎橋	今年度幹事	近藤 佑介	○		次年度会長	栗山 博道	○			
		今年度会長	松田 琢志	○			次年度幹事	小笠原宣男	○		今年度幹事	嶽下 勇治	○			
		次年度幹事	山田 恭子	○		大阪西南	次年度会長	太田 敏一			次年度幹事	井本 万尋	○			
	大阪御堂筋本町	今年度会長	松本 憲旺	○			<small>次年度 研修・規定・ロータリー情報委員長</small>	小野 一郎	○	大阪大手前	今年度幹事	小林アツ子				
		次年度会長	仁科 真二	○		今年度会長	豊田 勝	○	今年度会長		多田 秀観	○				
		次年度幹事	岩永 和昌	○		大阪ユニバーサルシティ	次年度会長	和氣 勝海			次年度会長	河野 裕一	○			
	大阪難波	次年度会長	林 博之	○			今年度会長	中井 周治	○	次年度幹事	岡田 耕平	○				
		次年度幹事	松田 禎胤	○			今年度幹事	皆川 祐一	○	大阪咲洲	欠席	欠席				
	大阪ネクスト						次期幹事	小山田光正	○	大阪東南	今年度会長	北村 佳久	○			
	大阪南	次年度会長	澤村 剛士	○		大阪アーバン	次年度幹事	岩崎 雅己	○	大阪天満橋	地区役員兼	(中島 清治)				
	八尾	今年度会長	田中 康正	○		大阪うつば	今年度会長	前田 健司	○	大阪天王寺	<small>2021-22・2022-23年度資料・規定委員長</small>	金本恒二郎				
		今年度副会長	児林 秀一	○		大阪西	今年度会長	上田 茂久	○		今年度幹事	土屋 篤	○			
		次年度会長	吉本 憲司	○			今年度幹事	寺田 幸司	○	大阪帝塚山	<small>次年度ロータリー情報委員長</small>	片山 一步				
		次年度副会長	長竹 浩	○			次年度会長	相崎 秀樹	○		次年度会長	岡田 茂樹	○			
	次年度幹事	霧原 行隆	○	次年度幹事			森川 晃夫	○	次年度幹事	和泉谷 研	○					
	八尾中央	今年度会長	山本与志弥													
		次年度会長	松尾 汎	○												
		今年度幹事	藤木 良顕	○												
	八尾東	次年度幹事	霧原 行隆	○												
		欠席	欠席													
														31	出席	
														2	欠席	
														166	オンライン	



## 2022 年規定審議会

### クラブと地区に関連する重要な変更

(括弧内の数字は関連する制定案番号を示しています)

#### 出席

**ローターアクト**：ローターアクトは、招待されなくてもロータリークラブとロータリー衛星クラブの例会に出席できることが明文化されました (22-84)。

**報告**：クラブが地区ガバナーに月次出席報告を提出する義務は廃止されました。(22-85)。

**出席規定の免除**：次の要件が満たされた場合、会員が出席規定の免除を受けるためにクラブ理事会の承認を必要としないことが明確になりました。「一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告した場合」 (22-92)。

#### 奉仕部門

**平和**：標準ロータリークラブ定款の第三奉仕部門が次のように改正されます：  
「奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである」。ロータリーのパートナー団体である経済平和研究所は、「積極的平和」を「平和な社会を作り、維持するために必要な行動・姿勢、組織、構成」と定義し、その要素には、「良好なビジネス環境、資源の公平な配分、情報の自由な流通、高レベルな人的資本、他者の人権の受容、低レベルの腐敗／汚職など」が含まれます (22-78)。

#### クラブ

**訴訟**：地区に対して訴訟が起こされたり、訴訟が継続されたりした場合、RI 理事会は、訴訟を起こした／継続したクラブまたはローターアクトクラブ、あるいは訴訟を起こした／継続した会員またはローターアクトを有するク

ラブまたはローターアクトクラブを、加盟停止または終結する権限が与えられます (22-38)。

**クラブ理事会の議事録：**理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにするべきです (以前は 60 日以内) (22-07)。

## クラブ財務

**クラブ人頭分担金の増額：**よりよい支援をクラブに提供するため、RI 人頭分担金は、2022-23 年度には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度には半年ごとに米貨 41 ドルとなります (22-46)。

## 審議会

**立法案：**地区は、クラブ提案の立法案と同様の承認手続きによって、規定審議会に制定案を、決議審議会に決議案を提出できるようになりました。地区が提案する制定案と決議案は、地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区審議会、またはガバナーの実施するクラブ投票によって承認を受けなければなりません (22-56)。

**採択された決議案：**RI 理事会は、決議審議会の終了から 1 年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全地区ガバナーに通知することが義務づけられます (22-69)。

## 地区

**ゾーン内のセクション：**RI 理事会がゾーン内のセクションを新設、変更、廃止する際にクラブの過半数の承認を必要とするという規定が廃止されました (22-28)。

**地区の境界変更：**地区の境界の変更基準が変更されたことにより、RI 理事会は、クラブ数が 20 未満またはロータリアン数が 1,100 名未満の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に統合、あるいはクラブ数が 100 またはロータリアン数が 5,400 名を上回る地区を分割することができるようになりました (22-72)。

**試験的プロジェクト：**RI 理事会は、影響を受ける全地区による承認を得ることを条件として、RIBI および／またはオーストラリアとニュージーランドを含むゾーン内のクラブの管理方法として試験的プロジェクトを創設できます (22-71)。

**ガバナーの選出：**候補者推薦の提出の要請は、指名委員会への推薦の締切日の少なくとも2カ月前までに行われなければならないことが明確になりました。また、後継者の選出が既に完了している場合におけるガバナーノミニニーとガバナーエレクトの空席を埋めるための手続きが明確になりました (22-61)。

## 会員

**公平さとインクルージョン：**すべてのロータリークラブとローターアクトクラブが構築に努めるべき「バランスの取れた会員基盤」の定義の一部として、多様性に加えて公平さとインクルージョンが追加されました (22-10)。

**所在地域：**会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有するという要件が廃止されました (22-13)。

**入会候補者：**正会員はどのクラブに対しても入会候補者を推薦できるようになりました (22-14)。

**衛星クラブ：**衛星クラブの会員は一つのスポンサークラブのみの会員である必要はなくなりました (22-15)。

## RI 委員会

**ローターアクト：**ローターアクターは RI 委員会の委員を務めることができるようになりました (22-18)。

## RI 財務

**年次報告書と予算：**すべてのクラブとローターアクトクラブは、RI の年次報告書と予算を RI ウェブサイトから入手できるものとするのが規定されました (22-54)。

## RI 役員

**RI 理事：**RI 理事および理事指名委員会委員の資格条件から、ロータリー研究会と国際大会への出席という条件が削除されました (22-21)。

**元役員という立場：**RI 理事会は、そのような決定が下されるべきではない理由を元役員が述べる聴聞の機会を与えた後で、ロータリアンの元役員身分を剥奪する権限が与えられます (22-27)。



## 2022年規定審議会報告

### クラブ細則等の説明 —クラブ運営に関する9項目について—

地区規定・決議審議会 副委員長  
松本 進也

## 説明概要



●「規定審議会とは？」= 制定案の改正の協議の場合  
RI定款、RI細則、標準RC定款の  
変更を求める上程案の審議

- クラブ細則：標準RC定款を補足するクラブ独自のもの
- クラブ細則変更時期：次年度7月1日  
→日本語版手続要覧の発行：本年10月末

—独自ルール策定の際は必ずクラブ細則に記載する—

## 2022規定審議会よりクラブ運営に関わる採決：9案



標準RC定款 (提案24件)	採択： 5案
RI細則	クラブに関わる件での 採択： 4案
今回の説明	合計： 9案

## 会員身分にDEIを強調する

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第4条 クラブの会員身分

#### 4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RIにいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくはRI定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力はもたない。

クラブ運営及び会員へDEIの意識づけの徹底を



## 2022規定審議会よりクラブ運営に関わる採決：9案



1	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件(60日→30日)
2	会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件
3	正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件
4	衛星クラブの会員資格の規定を修正する件
5	人頭分担金を増額する件
6	積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件
7	ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件
8	出席報告の提出義務を撤廃する件
9	出席規定の免除手続の規定を改正する件 (規定に該当し、申出がある場合は理事会承認を不要)

## ① 22-07 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件



標準ロータリークラブ定款を次のように改正する

### 第7条 会合

#### 第3節 一 理事会の会合

理事会の全ての会合後、~~60~~ **30**日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである

**クラブ理事会の議事録の開示期限：  
従来の60日から30日に短縮**

\*会員がクラブの決定を知るのに**60日は長すぎる**

\*例会欠席の会員に情報が早く伝わり、**奉仕活動の参加者増加**を期待

## ② 22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

国際ロータリー定款を次のように改正する。

### 第5条 会員

#### 第2節 一 クラブの構成。

(a)クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。上記に加え、**以上のいずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同課員がクラブ身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。**



## ② 22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

### 第13条 会員身分の存続

#### 第2節 一 自動的終結。

**(a)例外。**会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。**ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員のすべての条件を満たしている場合、理事会は**

**(1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、**

**(2) 新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。**



## ②22-13 会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件

現在 : 会員はクラブの所在地域に事業所もしくは自宅を有する  
→**地域での存在を示す**  
変更後 : **上記を削除。**

- ・オンライン限定RC(会員は世界各地に居住) 創設
- ・Eクラブ、パスポートクラブ増加
- ・コロナ禍による急速にオンライン例会の普及

→ クラブと入会希望者が価値観と関心事を共有しているのであれば、我々は地理的制限を超えて、会員を増強すべき

【メリット】 会員本人の希望があれば、転居・転勤などでクラブを退会する必要無

「地域社会への奉仕活動」、「地域への還元」の確固たる信念を保有し、  
「地域との共生」の手綱は緩めない。



## ③22-14 正会員がどのクラブに対してでも入会候補者を推薦できるようにする件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

**4.100. 新会員のスポンサー**

**会員は、どのクラブに対してでも新会員を推薦することができる。**

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

努力を重ねるも会員増強が停滞している



「正会員が、自クラブだけでなく、他のどのクラブに  
対しても新会員を推薦できるようにする」ことが可能

我々が築いた友情と職業上の広大なネットワークの活用



## ④22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件



国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 1 条 定義

(1.-9. 変更なし)

10. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員は、**スポンサーいずれかのクラブ**の会員でもある。

(11.-13. 変更なし)

第 4 条 クラブの会員身分

4.040. 二重会員の禁止

いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。

(a) **当該いずれかのクラブ**が設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する。

(b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。

## ④22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件



標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 1 条 定義

(1.-5. 変更なし)

6. 衛星クラブ (該当する場合) : 潜在的クラブ。その会員は**本いずれかのクラブ**の会員でもある。

(7.-8. 変更なし)

第 8 条 会員身分

第 4 節 一 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員は**本いずれかのクラブ**の会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 一 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

(a) 本クラブと、**本いずれかのクラブ**の衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または

(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

#### ④22-15 衛星クラブの会員に関する規定を改正する件



##### 衛星クラブの会員身分

従 来 : 「スポンサークラブ」と「衛星クラブ」の  
両方の会員

変更後 : 衛星クラブ会員はスポンサークラブに限らず、  
「いずれかのクラブの会員」でもある

二つ以上のクラブが衛星クラブを作ることが  
できるようになった。

→この共同スポンサー制度によって会員増強が可能

#### ⑤22-46 人頭分担金を増額する件



国際ロータリー細則を次のように改正する。

##### 第 18 章 財務事項

##### 18.030. 会費

##### 18.030.1. 人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように RI に人頭分担金を支払う。**2019-20 年度には半年ごとに米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度に半年ごとに米貨 41 ドル。**人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。  
(本文終わり)

#### ⑤22-46 人頭分担金を増額する件



2023-24年度	年間75ドル	4ドル値上げ
2024-25年度	年間78.5ドル	3.5ドル値上げ
2025-26年度	年間82ドル	3.5ドル値上げ

##### メータRI会長

「この10ヶ月間、各国を旅し、ロータリーの誇りを示していることが多くあった。各国の元首もRotaryに尊厳を持ってきている。人頭分担金はタフな決定だが、しなければならない」

#### ⑥22-78 積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件



標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

##### 第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である  
(1.-2.変更なし)

- 奉仕の第三部門である社会奉仕は、**地域社会における積極的平和を目指すことにより、**クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
- 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、**積極的**平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
- 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、**積極的**世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## ⑥ 22-78 積極的平和を含めるよう奉仕部門を改正する件



### <新たに挿入>

- \*「社会奉仕」の条文：  
「地域社会における積極的平和を目指すことにより」
- \*「国際奉仕」の条文： 「積極的」平和
- \*「青少年奉仕」の条文： 「積極的」平和

「積極的平和」の意味：  
「しっかり機能している政府、資源が公平に分けられている  
近隣との良い関係、人的資本が非常に優れていること」

クラブの奉仕活動でも「積極的平和」を多用し、意識向上を図る

## ⑦ 22-84 ローターアクターがロータリークラブの例会に出席することを許可する件



国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分  
4.090.他クラブへの出席  
ロータリアンならびにローターアクターは、他ロータリークラブまたは他ロータリークラブの衛星クラブの例会に出席できる。ただし、正当な理由で会員身分が  
終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。

### RAのRC例会参加が可能 (ゲストではなくビジター)

前回2019年の規定審議会、RAがRIに正規に加盟  
= RAも我らロータリアンと同等の地位

将来の原石を見つけるべく、RAが例会に出席した際は積極的な関わりを

## ⑧ 22-85 出席報告の提出義務を撤廃する件



国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

### 4.080.出席報告

各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

クラブの出席状況のガバナーへの月次報告義務を撤廃  
→当地区の今後の方針は機会を改め、次年度代表幹事からご説明

(理由) \* 2016年規定審議会にて出席率の報告は不要  
\* 2019年規定審議会にてメイクアップは年度内でOK

## ⑨ 22-92 出席規定の免除手続の規定を改正する件



標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 10 条 出席

第 5 節 一 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。  
(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもってクラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

### 出席規定の免除は理事会の承認を必要としない

理由：

要件を満たしているにも関わらず、免除の申し立て拒否や、  
期限付きの承認をする理事会がある



## 決議審議会上程決議案報告及び

2025年規定審議会への今後のスケジュール

規定・決議審議委員会 幹事 樋口信治

Rotary 

### 大阪RC提案

①

世界でロータリーのビジョン声明を実現するため、国際ロータリーが独自或いは他団体と共同で、人類が抱える地球規模の課題解決に具体的な行動を起こすことを国際ロータリー理事会に要請する。

賛成	70票
反対	0票
保留	2票

### 大阪RC提案

②

ロータリーが「多様性、公平さ、インクルージョンに関するロータリーのコミットメントの声明」に基づいた行動を実践し、その行動規範となるシステムを構築するよう国際ロータリー理事会に要請する。

賛成	71票
反対	0票
保留	1票

### 大阪RC提案

③

ロータリーの庇護の下から脱却し、自立したローターアクトクラブとなるために、ロータリー外のスポンサーが得られるよう、国際ロータリー理事会に要請する。

賛成	61票
反対	3票
保留	8票

## 大阪RC提案

④

ガバナー補佐の資格条件を元クラブ会長に留まらず、地区委員長経験者などにも拡大出来るよう、ガバナーエレクトにその権限を与えることを国際ロータリー理事会に要請する。

賛成	64票
反対	2票
保留	6票

## 大阪RC提案

⑤

Withコロナの国際ロータリー行事（国際大会・国際協議会・規定審議会など）を、地球環境に配慮した開催方法で実施することを国際ロータリー理事会に要請する。

賛成	70票
反対	0票
保留	2票

## 地区委員会 提案

地区補助金臨時費の申請上限額を補助金の資金源（シェア配分の最高50%）満額まで認めることを検討するよう財団管理委員会に要請する。

賛成	68票
反対	0票
保留	4票

## 2022年RI決議審議会スケジュール

月日	内容	備考
2022年6月末	決議案提出	My Rotaryを通じて上程
2022年10月1日	決議案公表	RI規定委員会審議を受けて
2022年10月中旬～11月中旬	立野代表議員による投票	My Rotaryを通じて投票
2022年11月20日	投票結果公表	採択決議案はRI理事会へ
2022年12月16日（予定）	地区大会で報告（予定）	* 書面による報告可能性有り

## 2023年RI決議審議会スケジュール

月日	内容	備考
2023年1月末	決議案募集のクラブ案内	PETS・地区協などで案内
2023年4月末	決議案の地区募集締切	地区委員会で検討
2023年5月中旬～6月中旬	決議案へのクラブ投票	投票結果は地区委員会報告
2023年6月末	決議案提出	My Rotaryを通じて上程

\*6月以降のスケジュールは2022年同様。

## 2025年RI規定審議会スケジュール

- 立野代表議員及び松本補欠議員の任期は2023年6月末まで。
- 当地区の次期任期（2023年7月～2026年6月）代表議員は地区指名委員会が選任し、2023年6月末までにRIへ報告。
- クラブ及び地区からの制定案のRI提出締め切りは2023年12月末。
- 2025年4月13日(日)～17日(木)シカゴで規定審議会開催